

共同研修事業助成金交付要領

<目的>

第1条 この要領は、社団法人福岡県機械金属工業連合会の会員（以下「会員」という。）が共同で行う経営の近代化及び高度化を図るための研修事業に対して、予算の範囲内において助成を行うことによって、本県機械金属工業界の振興資することを目的とする。

<対象>

第2条 この要領で、助成を受けることができる者は、会員とする。

<共同研修事業>

第3条 この要領において、共同研修事業とは、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 会員が、構成員の経営管理の向上を図るため及び会員構成員の従業員の資質向上を図るため、自ら実施する研修事業。
- (2) 前号に準ずる事業で、会長が適当と認める事業。

<助成の対象>

第4条 前条の助成の対象とする事業は、一事業につき総額5万円以上の事業とする。

<助成金の額>

第5条 この要領に基づく助成金の額は、当該事業の実施に要した費用のうち、会長が認める額の100分の50以内で、一事業につき5万円以内とする。

但し、一会員に対する助成金の額は、年額10万円を限度とする。

<申請>

第6条 この要領に基づく助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業に着手する事前に共同研修事業助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

<助成の決定>

第7条 会長は、前条の申請があつたときは、審査を行い、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2. 会長は、前項の決定に条件を付することができる。

<助成の時期>

第8条 第5条に定める助成金の交付を行う時期は、当該助成金の交付対象となった事業が完了したことを確認した後とする。

<完了届>

第9条 助成金の交付の決定を受けた会員が、助成対象事業を完了したときは、すみやかに、共同研修事業助成金事業完了届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

<報告>

第10条 会長は、申請者に対して必要な報告を求め、または必要な調査もしくは指示を行うことができる。

<助成の取消>

第11条 会長は、申請書が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成を取り消し、または、助成金の全額もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) この要領に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、会長が助成を行うことを不相当と認めたとき。

附則

<施行期日>

1. この要領は、平成4年4月1日から施行する。